

「冬の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路への転落死亡事故を防止するため、令和元年12月に策定された「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」に基づき、ソフト対策の一環として、「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、危険箇所の点検と広報啓発活動を強化しています。

1 時 期 年3回

冬 令和7年12月1日（月曜日）～12月31日（水曜日）

（降雪期に入り、**農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す**時期）

春 令和7年4月20日（日曜日）～5月20日（火曜日）

（農作業に向けた江ざらいや水路補修等で農業用水路周りでの作業が増える時期）

秋 令和7年8月20日（水曜日）～9月20日（土曜日）

（稲刈り前の草刈りなどで、農業用水路に近づく機会が多い時期）



転落事故防止看板

2 冬の強化期間の概要

（1）農業用水路危険箇所点検

- 12月1日（月曜日）に、土地改良区、地域住民、市町村、県、**警察官が連携**し、地域の農業用水路の**危険箇所の点検**等を実施

新川農林振興センター：黒部市宇奈月町浦山地内（黒部署）

富山農林振興センター：富山市八尾町杉原地内（富山西署）

高岡農林振興センター：射水市棚田地内（射水署）

砺波農林振興センター：砺波市宮森地内（砺波署）

- 点検時において①注意喚起看板の付替え、②危険箇所への進入を防止するための簡易な応急対策、（トラロープやチェーン等）などを実施

（2）ポスターのぼり旗の掲示など

- 「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
- 強化期間ポスターの掲示



のぼり旗



危険箇所（柵の隙間）の対応

（3）メディア等を活用した広報・啓発

- 各市町村の広報ツールによる注意喚起
- 富山県ホームページ、Xによる注意喚起

（4）関係機関等との連携

- 「安全安心」・「高齢者」・「子ども」の観点から、県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
- その他、県・市町村・土地改良区等でのポスター看板等の掲示 など



冬の事故防止強化期間のポスター



除雪用品売り場における 広報活動

「冬の農業用水路転落事故防止強化期間」
（12/1～12/31）
これから雪が降り、農業用水路の近くで除雪作業を行うことが増えるかと思われます。慣れた場所であっても、自分は大丈夫と油断せずに、転落医しないように注意しましょう。



X（旧Twitter）への掲載

【お問い合わせ先】 富山県農林水産部農村整備課 (076-444-3375)
新川農林振興センター指導課 (0765-22-9138)
富山農林振興センター指導課 (076-444-4468)

高岡農林振興センター指導課 (0766-26-8443)
砺波農林振興センター指導課 (0763-32-8125)